

## 宮古市公告

宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年6月21日

宮古市長 山本正徳



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務

#### (2) 業務内容

別紙「宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務仕様書」のとおり。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月17日(金)までとする。

#### (4) 委託金額

本業務に関する費用は、78,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

### 2 参加資格要件等

本プロポーザルに応募できる者は、業務仕様書の内容を履行する能力を有する法人、その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体(以下「団体等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

グループ申請の場合は、次に掲げる(1)から(5)までの要件を構成団体の全てが満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、当市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生または再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。

(4) 過去3年間において、国税、地方税の未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 4 グループで申請する場合の留意事項

複数の団体等によって構成するグループで申請する場合の留意事項は、次のとおりとする。

(1) グループを代表する団体等を定めること。

(2) 単独で申請した団体等は、グループの構成員となれないこと。

- (3) 同時に複数のグループの構成員となれないこと。
- (4) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、あらかじめグループ協定書（様式第7号）により定められた代表者が申請手続きを行うこととする。

### 3 手続等

#### (1) 担当部署

宮古市田老総合事務所 地域振興係

〒027-0307 岩手県宮古市田老一丁目3番4号

電話番号：0193-87-2971（担当 日蔭）

FAX 番号：0193-87-3667

電子メール：[taro-shisho@city.miyako.iwate.jp](mailto:taro-shisho@city.miyako.iwate.jp)

#### (2) 実施要領の交付

ア 交付期間：令和4年6月21日（火）から令和4年7月5日（火）まで

イ 交付方法：実施要領は、宮古市のホームページからの入手とする。

#### (3) 参加申込書類の提出

ア 提出期限：令和4年7月5日（火）午後5時まで

イ 提出場所：上記3(1)に同じ

ウ 提出方法：持参又は郵送（簡易書留、レターパック等、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限に必着とする。）

#### (4) 企画提案書類の提出

ア 提出期限：令和4年7月19日（火）午後5時まで

イ 提出場所：上記3(1)に同じ

ウ 提出方法：上記3(3)ウに同じ

### 4 企画提案の審査

企画提案の審査は、宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務に係る公募型プロポーザル審査委員会において行う。

### 5 契約の締結

契約締結の方法は、審査により選定された受託候補者との随意契約とする。

### 6 その他

#### (1) 費用負担

企画提案書等の作成、応募、ヒアリングなど、本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。

#### (2) 提案書類の取り扱い

ア 提出された書類は、原則として返却しない。

イ 提出された書類は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することが出来るものとする。